

予防接種の前に必ずお読みください

子宮頸がん予防ワクチン（シルガード・9価）の接種について

1. ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微小なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、中でも16型、18型とよばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2. 子宮頸がん予防ワクチン（シルガード）について

①ワクチン接種の効果

子宮頸がん予防ワクチン（シルガード）は、多くの種類があるHPVのうち、子宮頸がんなどの原因となる16・18・31・33・45・52・58型のHPVと尖圭コンジローマ（性器にできるイボで再発する）などの原因となる6・11型のHPVに対する免疫を獲得することができるワクチンです。しかしながら、この9種類以外の型のHPV感染の予防や、ワクチン接種時に既に感染しているHPVを排除したり、発症している子宮頸がん等を治療することはできません。

また、このワクチンは、15歳までの方は2回、15歳以上の方は3回接種することにより十分な予防効果が得られるため、きちんと最後まで接種することが重要です。

ワクチンを接種しても、全ての子宮頸がんを予防できないので、子宮頸がん検診は必要になります。岬町では、20歳以上の方を対象とした子宮頸がん検診を実施しています。子宮頸がんを早期に発見するためにも、定期的に子宮頸がん検診を受診しましょう。

②副反応

ワクチン接種後に、注射部位に限局しない激しい疼痛（筋肉痛、関節痛、皮膚の痛み等）、しびれ・脱力等があらわれ、長期間症状が持続する例が報告されているため、異常が認められた場合には、神経学的・免疫学的な鑑別診断を含めた適切な診療が可能な専門医療機関で診てもらえるよう、すぐに医師に相談してください。

主な副反応は、発熱や、局所反応（注射部位の痛み・赤み・腫れ）です。また血管迷走神経反射といって注射による痛みや心因性の反応などによる失神（気を失う）することがあります。まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、呼吸困難、じんましんなど）、ギラン・バレー症候群（下から上に向う両足のみ）、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻血、口腔粘膜の出血等、月経出血の増加など）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM <まひ、知覚障害、運動障害など>）があらわれることがあります。このような症状が疑われた場合は、すぐに医師に申し出てください。

3. ワクチン対象者について

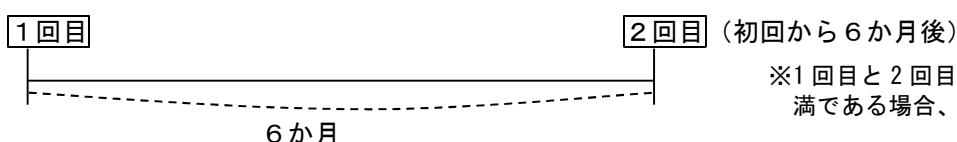
子宮頸がん予防ワクチンの予防接種（平成25年4月1日より定期接種となる）は、平成25年6月14日から、積極的勧奨は差し控えておりましたが、令和3年11月27日より接種勧奨の再開となり、令和5年4月より子宮頸がん予防ワクチン（シルガード）が定期接種となりました。接種時は、ワクチン接種の有効性及び安全性等について説明を受けて理解した上での接種をお願い致します。法律に基づいて実施していますので、対象年齢を過ぎると、任意接種（有料）になります。接種対象者は小学6年生から高校1年生相当の女子ですが、標準的な接種対象者である中学1年生相当の女子に、接種をお勧めしています。

保護者が同伴をしない場合は、事前に予診票にある「保護者を同伴しない場合」欄に必要事項を記入し、同意した場合に限り接種することができます。

4. 接種スケジュール

①初回接種が15歳未満の方

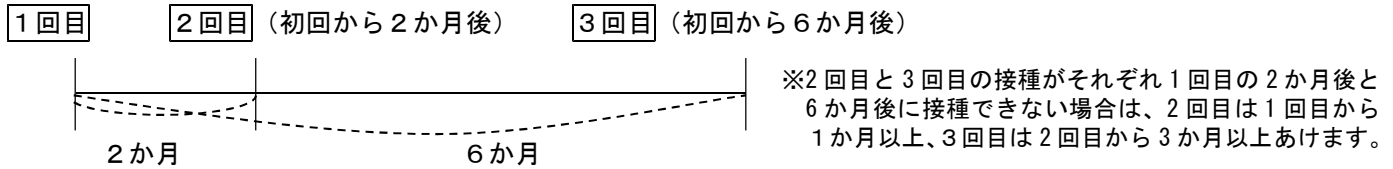
約6か月の間に2回、肩に近い腕または太ももの筋肉に注射します。



※1回目と2回目は通常5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。

②初回接種が15歳以上の方

約6か月の間に3回、肩に近い腕または太ももの筋肉に注射します。



5. 次の方は、予防接種を受けることができません

- ①明らかに発熱がある場合 (通常は37.5℃を超える場合)
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③子宮頸がん予防ワクチン (シルガード) の成分 (詳しくは医師におたずねください) によって過敏症 (通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応を含む) をおこしたことがある場合
- ④明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合
- ⑤その他、かかりつけの医師が予防接種を受けないほうがよいと判断した場合

6. 次の方は、接種前に医師にご相談ください

- ①血小板減少症や凝固障害を有する場合
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障がいなどの基礎疾患のある場合
- ③過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた場合
- ④過去にけいれん (ひきつけ) をおこしたことがある場合
- ⑤過去に免疫状態の異常を指摘されたことのある場合もしくは先天性免疫不全症と診断された近親者がいる場合
- ⑥妊娠あるいは妊娠している可能性のある場合 (3回の接種期間中を含む)
- ⑦現在、授乳中の場合

7. 接種後の注意

- ①接種後に、失神による転倒をさけるため、接種後の移動の際は、保護者等が腕を持つなどして付き添うようにし、接種した医療機関で30分程度は体重を預けることができる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。また、なるべく立ち上がらないよう安静にし、医師とすぐに連絡がとれるようにしておいてください。
- ②接種後は強く揉まず、軽く押さえる程度にとどめてください。
- ③接種後に接種した部位が腫れたり、痛むことがあります。これは、体内に備わっている抵抗力が注射した成分を異物として認識するためにおこります。通常は数日間で治ります。
- ④接種後は、接種部位を清潔に保ってください。
- ⑤接種翌日までは、過度の運動を控えてください。
- ⑥接種した日の入浴は問題ありません。
- ⑦接種後1週間は症状に注意し、気になる症状があるときは医師にご相談ください。
- ⑧このワクチンの接種後、違う種類のワクチンを接種する場合の、接種間隔の制限はありません。

8. 予防接種による健康被害救済制度について

- 定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残す等の健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。
- 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障がい治癒する期間まで支給されます。
- ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因 (予防接種をする前あるいはのちに紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等) によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律など、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※ 詳しくは、岬町立保健センターまでお問い合わせください。

.....
【問い合わせ先】岬町立保健センター
.....
電話：072-492-2424 F A X：072-492-2433
.....